

申告書の記入例（裏）

6 給与所得の内訳

（目録などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない
人は記入してください。）

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			円
合 計			1,000,000
勤務先所在地	光市中央〇-〇-〇		
勤務先名	(株)〇〇建設		
電話番号	0833-72-1400		

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	光市光井〇-〇-〇	800,000 円	400,000 円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.	円	円
		.	円	円
		.	円	円

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
〇〇生命保険		1,000,000 円	500,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	イ
	長 期				ロ
一 時	10,500,000	9,000,000	1,500,000	500,000	ハ 1,000,000

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	姓 ガナ	統柄	生年 月日	明・大・昭 平	専従者給与 (控除)額	従事 月数
2	姓 ガナ	統柄	生年 月日	明・大・昭 平	専従者給与 (控除)額	従事 月数
3	姓 ガナ	統柄	生年 月日	明・大・昭 平	専従者給与 (控除)額	従事 月数
所得税における青色申告の承認の有無					承認あり・承認なし	合 計 額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開廃業	開始・廃業 月 日
□	他都道府県の事務所等

◎ 11 事業専従者に関する事項

生計を一にする配偶者や親族で事業専従者がいる場合に記入。
※専従者控除と配偶者（特別）控除、扶養控除の重複適用はできません。

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	姓 ガナ	統柄	生年 月日	明・大・昭 平	345678901234	国外 居住	□ 配偶者 □ 留学 □ 38歳以上 □ 障害者
2	姓 ガナ	統柄	生年 月日	明・大・昭 平	567890123456	国外 居住	□ 配偶者 □ 留学 □ 38歳以上 □ 障害者
3	姓 ガナ	統柄	生年 月日	明・大・昭 平		国外 居住	□ 配偶者 □ 留学 □ 38歳以上 □ 障害者
	住所						

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、以下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	30,000
住 所 地 の 共 同 募 金 会、日 本 支 部、都 道 府 県、市 区 町 村 分 (特 例 控 除 对 象 以 外)	20,000
条 例 指 定 分	都 道 府 県 10,000
	市 区 町 村 10,000

（東京都、府県町村分（特例控除対象）、住 所 地 の 共 同 募 金 会、日 本 支 部、都 道 府 県、市 区 町 村 分（特 例 控 除 对 象 以 外）の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。）「条 例 指 定 分」の対象は、山口県内の国立、公立大学法人、公益社団、公益財團法人、社会福祉法人、更生保護法人、認定NPO法人などに対する寄附金です。詳細は市役所税務課、市民税課へお問い合わせください。

16 所得金額調整控除に関する事項

姓 ガナ	統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
氏名						
個人 番号						

◎ 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

源泉徴収されている上場株式等の譲渡や配当を申告する場合に記入。特定口座年間取引報告書等の提示が必要。

※当該所得の申告をした場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除の判定となる合計所得金額に算入されます。また、合計所得金額は、国民健康保険税等の算定にも用いられます。
※令和6年度（令和5年分）からは、所得税と異なる課税方式の選択はできなくなりました。

◎ 12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族等がいる場合に記入。

扶養親族等が国外居住の場合は、該当するものにチェック

（該当事由により「親族関係書類」及び

「留学ビザ等関係書類」の提示が必須。※給与等の支払者に対する提示として、提示している場合を除く）。

◎ 15 寄附金に関する事項

寄附金があれば、該当欄に金額を記入。

◎ 16 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入が850万円を超える場合に該当する場合に記入。

①本人が特別障害者に該当する

②23歳未満の扶養親族を有する

③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する